

愛媛労発基 0728 第 3 号
令和 8 年 7 月 28 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長
丹羽 啓達

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

最 低 賃 金 の 件 名 等	
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示 第 5 号
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示 第 2 号
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具製造業最 低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示 第 3 号
愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業 最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示 第 6 号